

平成 30 年第 2 回
島尻消防組合臨時議会

議事録

平成 30 年 7 月 20 日(金)

平成 30 年 第 2 回島尻消防組合 臨時議会 会期日程表

会 期 平成 30 年 7 月 20 日(金) 1 日間

会 期	月 日	会 議 区 分	会 議 時 刻	日 程
1	七 月 二 〇 日 (金)	本 会 議	10 時	管理者あいさつ 1.会議録署名議員の指名について 2.会期の決定について 3.水槽付消防ポンプ自動車購入契約について 4.島尻消防組合火災予防条例に関する条例の一部を改正する条例について 5.島尻消防組合職員定数条例に関する条例の一部を改正する条例について 6.平成 30 年度島尻消防組合一般会計補正予算(第 1 号)について

平成 30 年 第 2 回臨時議会 議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第 15 号	水槽付消防ポンプ自動車購入契約について	
4	議案第 16 号	島尻消防組合火災予防条例に関する条例の一部を改正する条例について	
5	議案第 17 号	島尻消防組合職員定数条例に関する条例の一部を改正する条例について	
6	議案第 18 号	平成 30 年度島尻消防組合一般会計補正予算(第 1 号)について	

平成30年 第2回 島尻消防組合臨時議会

日時 平成30年7月20日（金） 午前10時

議長（比嘉直明）

みなさん おはようございます。

これより平成30年第2回島尻消防組合臨時議会を開会します。

諸般の報告を行います。

管理者より議案第15号「水槽付消防ポンプ自動車購入契約」他3件の議案が提出されております。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

それでは、臨時会招集にあたっての「管理者あいさつ」を求めます。

—管理者 瑞慶覧 長敏—

挨拶に先立ちまして、この度の西日本豪雨災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。謹んで亡くなられた方々に哀悼の意を表し、行方不明者の一日も早い救出、被災地の復旧・復興をお祈りします。本日、平成30年第2回、島尻消防組合臨時議会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。今回の臨時議会は、水槽付消防ポンプ自動車の購入契約、火災予防条例の一部を改正する条例について、職員定数条例の一部を改正する条例について、一般会計補正予算についてであります。水槽付消防ポンプ自動車の購入契約については、旧型の水槽付ポンプ自動車と入替事業で、現車両は20年以上経過し、車両や資機材の老朽化で維持管理にも費用がかかる状況でありました。今回防衛省補助事業を活用しまして購入に向けて入札が6月29日に行われ、落札業者が決まりましたので議決承認をお願いしたいところであります。火災予防条例の一部を改正する条例については、改正し、消防法令違反の対象物を速やかに利用者に公表することにより、火災発生時の被害軽減、拡大防止に繋げるものであり、重要な生活安全情報であります。職員定数条例の一部を改正する条例については、平成30年2月に可決された条例において、以前から制定されている2項、3項条文が抜けており、条文を追加し項目整備する為であります。一般会計補正予算については、車両購入及び人件費に係る補正についてであります。以上、今臨時議会の開催にあたり、日程に沿ってその都度事務局より説明申し上げますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしく御願ひ申し上げます。

議長（比嘉直明）

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則

第71条の規定により「1番、安谷屋正」議員、「2番、本村繁」議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。
本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか、「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって本会議は7月20日の1日間と決定いたしました。

日程第三、議案第15号「水槽付消防ポンプ自動車購入契約」を議題と致します。提案者から提案理由を求めます。

次長（屋比久学）

おはようございます。議案第15号「平成30年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結について」上記に関し、下記の者と水槽付消防ポンプ自動車購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 水槽付消防ポンプ自動車購入
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 金59,918,400円（内、消費税4,438,400円）
4. 契約の相手方
住所 沖縄県 浦添市牧港二丁目55番2号
商号 新沖防災工業 株式会社
氏名 代表取締役 座波 充

提案理由、水槽付消防ポンプ自動車購入契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を得る必要がある。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長（比嘉直明）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

2番議員（本村繁）

1件だけ質問します、この契約の金額で一番値段の高い株式会社イレイというところが6,640万と提示されております、入札決定の金額が5,548万ということで、その差額が780万なんですね、ざっと計算して、車輛のどういった分といいますか、装備の分といいますか、その差額を説明できますか。

署長（比嘉典夫）

おはようございます、ただいまの質疑に関して、メーカーで各会社の仕様が違ってお

り、材質がステンレスやアルミ等メーカーによって使用する材料が違う事により値段が違い、また車輛に載せる資機材等も各メーカー違いがあり、そういう値段の開きになっていると思います、仕様書は一つです、一つを見せて各業者の入札時の値段となっております、以上です。

議長（比嘉直明）

他に質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行ないます。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めこれで討論を終ります。

これより**採決**します。議案第 15 号「水槽付消防ポンプ自動車購入契約について」は原案のとおり**決定**することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり**可決**されました。

日程第四、議案第 16 号「島尻消防組合火災予防条例に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。提出者の説明を求めます。

予防課長（城間功）

おはようございます。議案第 16 号、島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について。島尻消防組合火災予防条例（昭和 51 年 2 月 10 日条例第 13 号）の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由、総務省消防庁通知（平成 27 年 3 月 31 日）付け消防予第 133 号）により島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する必要によるものであります。議案書二枚目の新旧対照表をご確認願います、詳しい詳細につきましては、全員協議会のほうで説明していますので省略致します、尚、施行期日につきましては平成 32 年 4 月 1 日から施行致そうとするものであります。以上で議案第 16 号の説明を終わります、ご審議の程宜しくお願い致します。以上です。

議長（比嘉直明）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。

これより**採決**します。議案第 16 号「島尻消防組合火災予防条例に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり**決定**することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり**可決**されました。

日程第五、議案第 17 号「島尻消防組合職員定数条例に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。提出者の説明を求めます。

総務課長（島袋清正）

みなさんおはようございます、議案第 17 号島尻消防組合職員定数条例の一部を改正する条例、島尻消防組合職員定数条例の一部を別紙のとおり改正する、

提案理由、平成 30 年 2 月に可決された条例で、以前から制定されている 2 項、3 項の条文が抜けておりその追加項目整備のため。次に新旧対照表をご覧ください、改正後ですが、職員の定数第 2 条の第 2 項と 3 項は以前から第 2 項と 3 項は提示されていたのですが、先の 2 月の定例会で抜けていたということでありまして、今回再度元に戻すというようなことでもあります、内容に関しては以前と変わってございません、以上、ご審議の程宜しくお願い致します。

議長（比嘉直明）

これより質疑を許します。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。

これより採決します。議案第 17 号「島尻消防組合職員定数条例に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり**決定**することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり**可決**されました。

日程第六、議案第 18 号「平成 30 年度島尻消防組合一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題と致します。提出者の説明を求めます。

次長（屋比久学）

それでは、議案第 18 号「平成 30 年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。

それでは、1 ページをお開き下さい、平成 30 年度島尻消防組合の一般会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算の総額から 100 万円を増額し、1,060,658,000 円とする、詳細については事項別明細書で説明したいと思います。第 2 条、地方債の変更は「第 2 表地方債補正」による。

4 ページをお願い致します、第 2 表、地方債補正の限度額、水槽付ポンプ車購入事業 36,697,000 円を 34,300,000 円に補正減するものでございます、歳入から説明したいと思います。

7 ページをお願い致します、3 款 1 項 1 目国庫補助金補正額 199,000 円の増、これは、水槽付消防ポンプ自動車補助金の増でございます。

8 ページをお願い致します、6 款 1 項 1 目、繰入金補正額 3,198,000 円の増、これは歳

出増及び歳入不足を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

9 ページをお願い致します、9 款 1 項 1 目消防債補正額 2,397,000 円の減、水槽付消防ポンプ自動車、車輛債の減でございます。

次に歳出にいきたいと思います、10 ページをお願い致します、3 款 1 項 1 目消防費補正額 1,000,000 円の増、職員追加採用に伴う 9 節旅費、11 節需用費、19 節負担金の増でございます、以上で説明を終わります、ご審議の程宜しくお願い致します。

議長（比嘉直明）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行ないます。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認め、これで討論を終ります。

これより**採決**します。議案第 18 号「平成 30 年度島尻消防組合一般会計補正予算（第 1 号）について」は原案のとおり**決定**することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり**可決**されました。

本臨時会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任したいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 30 年 第 2 回 島尻消防組合臨時議会を、閉会します

おつかれさまでした。

午前 10 時 20 分